

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年7月18日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 農林課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成30年6月5日から平成30年6月19日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 契約書の交付もれ、契約仕様書の不備、個人情報取扱い等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正文書処理に努めること。	1. 事実関係を確認した結果、一部の契約書、契約に伴う仕様書の交付を失念していたものと判明した。 措置としては、早急に当該契約書、仕様書を送付するとともに、個人情報の取扱い、文書の確認体制等、課内ミーティングにおいて関係例規に基づき適正文書処理を指示し、再発防止に努める。